



第7条（損害賠償）

甲及び乙は相手方の本契約に定める秘密保持義務に違反して秘密情報を漏洩した場合には、情報開示者はその違反行為の差止め及び原状回復を請求及び、損害賠償の請求をすることができる。

第8条（有効期限）本契約の有効期限は、契約締結の日より1年間とする。

尚、本契約の延長などについては、甲乙協議により決定するものとする。

2 前項の期間に関わらず、本契約終了後においても、（第2条）秘密保持義務及び（第7条）損害賠償については 年間継続するものとする

第9条（合意管轄）本契約に関する紛争に付いては、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を所持します。

平成 年 月 日

甲) 住所

氏名

印

乙) 住所

氏名

印